

建築物エネルギー消費性能基準等における一次エネルギー消費量算定方法の変更について

平成 29 年 6 月

第四章「暖冷房設備」第五節「電気ヒーター床暖房」の一部を下記のように変更します。

<p style="text-align: center;">変更前 Ver.05（エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）Ver.2.0）</p>	<p style="text-align: center;">変更後 Ver.06（エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）Ver.2.0）</p>
<p>第四章 暖冷房設備 第五節 電気ヒーター床暖房 (略)</p> <p>付録 A 機器の性能を表す仕様の決定方法 (略)</p> <p>A.2 上面放熱率 (略)</p> <p>2) 温度差係数H 温度差係数Hは、当該住戸の床暖房を設置する床の隣接空間が断熱区画外の場合は<u>第三章「暖冷房負荷と外皮性能」第二節「外皮の熱損失」</u>に定義される温度差係数の値を用いるものとし、床暖房を設置する床の隣接空間等が断熱区画内の場合（戸建て住宅 2 階に床暖房を設置し 1 階はリビング等、断熱区画内である場合など）は、1～3 地域の場合は 0.05 とし、4～7 地域の場合は 0.15 とする。 (以下、略)</p>	<p>第四章 暖冷房設備 第五節 電気ヒーター床暖房 (略)</p> <p>付録 A 機器の性能を表す仕様の決定方法 (略)</p> <p>A.2 上面放熱率 (略)</p> <p>2) 温度差係数H 温度差係数Hは、当該住戸の床暖房を設置する床の隣接空間が断熱区画外の場合は<u>第三章第二節「外皮性能」</u>に定義される温度差係数の値を用いるものとし、床暖房を設置する床の隣接空間等が断熱区画内の場合（戸建て住宅 2 階に床暖房を設置し 1 階はリビング等、断熱区画内である場合など）は、1～3 地域の場合は 0.05 とし、4～7 地域の場合は 0.15 とする。 (以下、略)</p>